

国立大学法人東京医科歯科大学戸田艇庫使用規則

平成27年3月27日
規則第49号

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学戸田艇庫（以下「戸田艇庫」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第2条 戸田艇庫は、漕艇を中心とした正課教育又は課外活動等のために使用させる。

（管理運営）

第3条 戸田艇庫の管理運営責任者は、学長が指名する副理事とする。

2 戸田艇庫の管理及び運営に関する基本的事項については、学生支援・保健管理機構運営委員会において審議する。

（使用者の範囲）

第4条 戸田艇庫を利用できる者は、原則として本学の学生又は教職員とする。ただし、管理運営責任者が特に認めた場合はこの限りではない。

（使用料及び光熱水費）

第5条 戸田艇庫の使用料は、無料とする。

2 戸田艇庫の光熱水費のうち、電気料金及び水道料金は大学の負担とし、ガス料金は使用者の負担とする。

3 戸田艇庫の修繕にかかる費用は、大学の負担とする。

（鍵の管理等）

第6条 戸田艇庫の鍵は、学生支援事務室で管理する。

2 戸田艇庫を使用する者は、その都度学生支援事務室で鍵を借り受け、使用後は直ちに施錠の上、返却しなければならない。ただし、特別な事由がある場合には、学生支援事務室に申し出て、その指示に従うものとする。

（遵守事項）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 建物及び備品を損傷しないよう大切に取扱うこと。

(2) 火気の取扱い及び盗難について、十分注意すること。

- (3) 使用を許可された設備・物品等を転貸しないこと。
- (4) 消灯、施錠を励行すること。
- (5) 戸田艇庫内において、秩序を乱すような行為をしないこと。
- (6) 使用に際しては、清掃、整理整頓等を行うとともに、火気及び水道栓の点検並びに消灯及び施錠の確認を行うこと。
- (7) その他使用に際しては、学生支援事務室の指示に従うこと。

2 前項の遵守事項に違反した場合は、使用を認めないことがある。

(弁償の責務)

第8条 使用者は、故意又は過失により建物、施設設備、器具等を損傷又は滅失したときは弁償の責を負うものとする。

(事務)

第9条 戸田艇庫に関する事務は、学生支援事務室で処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、戸田艇庫の使用に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月1日規則第111号)

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。